（漁業協同組合等における適格中央清算機関に係る経過措置）

第五条　当分の間、新漁協告示第一条第七号の三に掲げる用語の意義は、同号の規定にかかわらず、第二条の規定による改正前の漁業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準（次項において「旧漁協告示」という。）第一条第七号の三に定めるところによる。

2　当分の間、新漁協告示第二百四十六条の七の規定にかかわらず、適格中央清算機関に係る清算基金の信用リスク・アセットの額の算出に当たっては、旧漁協告示第二百四十六条の七の規定により算出するものとする。

（農林中央金庫における派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額の算出に係る経過措置）

第六条　当分の間、第三条の規定による改正後の農林中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準（以下「新農林中央金庫告示」という。）第五十六条第一項本文（新農林中央金庫告示第百三十四条第五項、第百四十二条第五項、第二百三十七条第二項及び第二百四十七条の七第一項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、農林中央金庫は、カレント・エクスポージャー方式（第三条の規定による改正前の農林中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準（以下「旧農林中央金庫告示」という。）第五十六条の二に定めるところにより与信相当額を算出する方式をいう。以下同じ。）を用いて、先渡、スワップ及びオプションその他の派生商品取引の与信相当額を算出することができる。この場合において、農林中央金庫は、全ての派生商品取引について、ＳＡ－ＣＣＲを用いて与信相当額を算出することができない。

2　前項の規定にかかわらず、農林中央金庫が、直近の算出基準日においてＳＡ－ＣＣＲを用いて派生商品取引の与信相当額を算出している場合には、あらかじめ、やむを得ない理由によりその使用を継続することができない旨を農林水産大臣及び金融庁長官に届け出たとき又は新農林中央金庫告示第五十六条の四第一項の承認を受けたときを除き、これを継続して用いるものとする。

3　前二項の規定は、新農林中央金庫告示第五十六条第二項に規定する長期決済期間取引の与信相当額の算出について準用する。この場合において、農林中央金庫は、派生商品取引と長期決済期間取引について異なる方式を用いることができる。

第七条　農林中央金庫が包括的手法を適用する場合であって、先渡、スワップ及びオプション等の派生商品取引について、カレント・エクスポージャー方式を使用し、かつ、適格金融資産担保を用いるときのエクスポージャーの額は、当分の間、旧農林中央金庫告示第四章第五節第三款の規定により算出するものとする。

2　農林中央金庫が簡便手法を適用する場合において、先渡、スワップ及びオプション等の派生商品取引について、カレント・エクスポージャー方式を使用し、かつ、適格金融資産担保を用いるときに、当該適格金融資産担保が旧農林中央金庫告示第九十三条第三号及び第四号に掲げるものであるときは、当分の間、同条第三号及び第四号に定めるリスク・ウェイトを適用することができる。

第八条　農林中央金庫が標準的手法を採用する場合において、直接清算参加者として間接清算参加者の適格中央清算機関に対するトレード・エクスポージャーに係る金融商品取引法第二条第二十七項に規定する有価証券等清算取次ぎ、間接清算参加者の適格中央清算機関に対するトレード・エクスポージャーに係る商品先物取引法第二条第二十項に規定する商品清算取引その他間接清算参加者の適格中央清算機関に対するトレード・エクスポージャーに係る取次ぎ又はこれらに類する海外の取引（以下「清算取次ぎ等」という。）を行うことにより生ずる間接清算参加者に対するトレード・エクスポージャーについて、与信相当額の算出にカレント・エクスポージャー方式を用いているときは、当分の間、旧農林中央金庫告示第百十六条の二の規定により算出した額を当該信用リスク・アセットの額とみなすことができる。この場合において、新農林中央金庫告示第二十五条第一号の合計額の算出に当たっては、当該信用リスク・アセットの額を用いるものとする。

2　農林中央金庫が内部格付手法を採用する場合において、直接清算参加者として間接清算参加者の適格中央清算機関向けトレード・エクスポージャーに係る清算取次ぎ等を行うことにより生ずる間接清算参加者に対するトレード・エクスポージャーのEADを算出するときに、当該EADの算出に当たってカレント・エクスポージャー方式を用いているときは、当分の間、新農林中央金庫告示第百三十四条各項の規定により算出したEAD（当該エクスポージャーに係るものに限る。）に次の掛目を乗じた額を当該間接清算参加者に対するトレード・エクスポージャーのEADとすることができる。

掛目＝$\sqrt{}$（Tm／10）

Tmは、新農林中央金庫告示第五十六条の四第七項の規定を準用して算出したリスクのマージン期間をいう。この場合において、同項中「前項」とあるのは「附則第八条第二項」と、同項第一号中「ネッティング・セット　二十営業日」とあり、及び「ネッティング・セット　十営業日」とあるのは、「ネッティング・セット　五営業日」と読み替えるものとする。

3　前項の規定は、農林中央金庫が内部格付手法を採用する場合において、リテール向けエクスポージャーであって、自己が直接清算参加者として間接清算参加者の適格中央清算機関向けトレード・エクスポージャーに係る清算取次ぎ等を行うことにより生ずる間接清算参加者に対するトレード・エクスポージャーのEADを算出するときについて準用する。

第九条　農林中央金庫がカレント・エクスポージャー方式を用いる場合において、新農林中央金庫告示第二百四十七条の三第一項に規定する標準的リスク測定方式によるＣＶＡリスク相当額を算出するときは、当分の間、同項の算式におけるEAD^{revised}は、包括的手法を使用する場合の信用リスク削減手法を適用した後のエクスポージャーの額の割引現在価値を、取引相手方に係るネッティング・セットごとに算出した額とする。

2　前項の割引現在価値は、次に掲げる算式により算出するものとする。

（割引現在価値）＝（与信相当額）×（1－EXP（－0.05×M））／（0.05×M）

Mは、新農林中央金庫告示第二百四十七条の三第一項に規定するM$_i$

3　第一項の規定により新農林中央金庫告示第二百四十七条の三第一項の算式におけるEAD^{revised}を算出する場合において、直接清算参加者として間接清算参加者の適格中央清算機関向けトレード・エクスポージャーに係る清算取次ぎ等を行うことにより生ずる間接清算参加者に対するトレード・エクスポージャーに係るEAD^{revised}を算出するときは、第一項に規定する額に次の掛目を乗じた額を、当該ネッティング・セットのEAD^{revised}とすることができる。

掛目＝$\sqrt{}$（Tm／10）

Tmは、新農林中央金庫告示第五十六条の四第七項の規定を準用して算出したリスクのマージン期間をいう。この場合において、同項中「前項」とあるのは「附則第九条第三項」と、同項第一号中「ネッティング・セット　二十営業日」とあり、及び「ネッティング・セット　十営業日」とあるのは、「ネッティング・セット　五営業日」と読み替えるものとする。

（農林中央金庫における適格中央清算機関に係る経過措置）

第十条　当分の間、新農林中央金庫告示第一条第六号の三に掲げる用語の意義は、同号の規定にかかわらず、旧農林中央金庫告示第一条第六号の三に定めるところによる。

2　当分の間、新農林中央金庫告示第二百四十七条の八の規定にかかわらず、適格中央清算機関に係る清算基金の信用リスク・アセットの額の算出に当たっては、旧農林中央金庫告示第二百四十七条の八の規定により算出するものとする。

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

発行所　〒一〇五－八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月二、六四一円（本体二、五二〇円）　本号一部二、五四〇円（本体二、四三〇円）　（配送料別）